

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	<p>喜界町（以下「当町」という。）においては、発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、また、近年、温暖化等により大型化・強大化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「奄美群島太平洋沖地震（北部）による地震・津波災害」などの大規模自然災害が想定される。</p> <p>気象災害のうち、特に災害が大きいのは台風である。夏から秋にかけての雨は、台風や秋雨前線に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨時期の豪雨とともに、過去に暴風、大雨、土砂災害等を原因とする甚大な被害を与えてきた。</p> <p>近年では、平成17年の台風14号で最大瞬間風速54.8m/秒で40m/秒以上の強い風が6時間以上にわたって吹き続けたうえ、大潮と時間帯が重なり、大きなうねりとなった高潮は防潮堤を乗り越え、農作物や家屋に大きな被害をもたらした。さらに、平成30年の台風24号に伴う被害として、住家の半壊が44戸、一部損壊が475戸、その他農作物や漁船の転覆などの被害が発生した。</p> <p>また、平成29年9月に2ヶ月連続となる50年に一度の大雨は、人的被害はなかったものの、道路の寸断が県道、町道、農道併せて23箇所、住家の半壊が1戸、床上浸水が15戸、床下浸水が66戸と多数の被害をもたらした。</p> <p>新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。</p>

・災害の概要は以下のとおり

災害名 (年月日)		台風14号災害 (平成17年9月5日)	H29喜界町豪雨災害 (平成29年9月4日)	台風24号災害 (平成30年9月29日)
気象概要		<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 28mm 5日11時 ・日最大雨量 213mm 5日 ・最大風速 36m 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 110.5mm 5日15時 ・日最大雨量 454.5mm 4日 ・総降水量の最大値 — 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 46mm 30日1時 ・日最大雨量 116.5mm 30日 ・最大風速 44.8m
人的被害	死 者 数 行方不明 重 傷 軽 傷	— — — —	— — — —	— — — —
建物被害	全 壊 半 壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水	3戸 7戸 112戸 14戸 20戸	— 1戸 — 15戸 66戸	— 44戸 475戸 18戸 80戸
高潮被害		防潮堤倒壊 ビニールハウス倒壊 畠地浸水		

県地震等災害被害予測調査では奄美群島太平洋沖地震（北部）により喜界島の東岸、奄美大島の沖積低地の一部で震度6強が、また喜界島の大半と奄美大島の沖積低地で震度6弱が想定されている。

当町は海岸線が長い地形的特徴があり、過去に津波が発生しているため、津波被害の危険性は高い。

想定地震では、震源に近い喜界島に地震発生後4～10分で津波が到達し、奄美大島にも10～20分程度で到達すると予測される。また、湾や入江で潮上高が5mを越える場所もあり、大きな浸水被害が生じると予測される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 364人(令和3年12月31日現在)
- ・小規模事業者数 317人(令和3年12月31日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	37	35	
製造業	30	28	
情報通信業・エネルギー供給業	2	2	
運輸業・郵便業	11	10	
卸売業・小売業	107	83	
宿泊・飲食業	72	65	
サービス業他	105	94	
合計	364	317	

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・住民防災活動の促進
- ・防災訓練の実施

②喜界町商工会（以下「当会」という。）の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策を周知
- ・防災備品を備蓄

II 課題

当町においては、台風常襲地帯であるため毎年農作物や家屋が大小の被害を受けており、災害に対する警戒感が備わっている反面、自然災害に対する脅威が薄れているのも現実となっている。

当町では、各地域の集落コミュニティ施設の整備を行い、災害時等における避難所の施設整備等がなされている。

当会では、緊急時の取組について、災害時の被害状況調査を実施し、被害額の状況確認や災害後も継続的な営業活動が行えるよう復旧・復興支援策として金融支援を行っている。

現在の課題としては、災害前の段階で災害を想定した行動マニュアルが整備されていないことや、災害時に対応ができる人員の不足が課題となっている。

また、災害時のリスクファイナンスについて説明できる当会経営指導員等が不足している等が課題となっている。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・巡回や窓口相談時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入者への保険制度等の周知を図るため保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・地区内の小規模事業者では、店舗等の自己所有者は、災害対策として損害保険に加入している方が多く、一方で、賃貸の事業者は、損害保険の未加入者が多く二分される。当会の商店街調査によると店舗等不動産の自己所有は、約85%の事業所となっており、自己所有割合が高く、残りの約15%の事業所は、災害の損害対策が遅れていると考えられる。小規模事業者への巡回や窓口において、保険未加入者に対する制度の周知を図り、災害リスクに対する意識啓発を行いながら、保険制度等の加入促進を図る。

各種共済・保険制度への加入促進　目標件数：300件

対象共済・保険制度

(火災共済・火災保険・業務災害保険・ビジネス総合保険・経営者休業補償・休業対応応援
共済・福祉共済・貯蓄共済・その他)

- ・損害保険について、その意義やメリットの説明を行い、その上で加入勧奨し、小規模事業者のリスクマネジメントを行う。
- ・当会と当町は地域防災計画にある被害情報の報告ルートを構築し、組織間において円滑な通信・情報連絡を行い、小規模事業者の支援を行う。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年 4月 1 日～令和9年 3月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前対策

- ・当会では、多発する自然災害による経営リスクから事業者を守り事業継続を支援する。
 - ・令和2年度に改正した「喜界町地域防災計画」について、本計画にある商工業者と一般地域住民の身体と財産を保護する観点から、災害時に混乱なく応急体制に取り組めるようにする。
 - ・全国連・保険会社から提供されるハザードマップ等の提供ツールを活用して、小規模事業者に対する災害リスクの周知を図る。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・各種セミナーや研修会において、B C P計画策定の説明を行い、自然災害時に備えた計画策定の重要性を周知する。
 - ・巡回経営指導を行いながら、当町防災マップを使用・配布し、地域ごとの避難施設や避難経路について災害対策等の説明を行う。
 - ・当会会報やホームページ等、及び当町の広報誌等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険会社の説明、事業B C Pに積極的に取り組む他地区の小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・事業継続力強化支援事業について専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや国の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

事業内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者BCP策定件数	1件	2件	2件	3件	3件
専門家派遣件数	1件	1件	1件	1件	1件
セミナー開催件数	1回	1回	1回	1回	1回

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年12月、喜界町商工会危機管理対応方針を制定。

③関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と連携している鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険（株）及びあいおいニッセイ同和損害保険（株）へ専門家派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー、損害保険紹介等による支援を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・民間金融機関等へ緊急時の支援依頼や事業者B C P普及啓発ポスター掲示を依頼する。

④フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認を行う。
- ・毎年度、喜界町事業継続力強化委員会（仮称）（構成員：当町、当会（法定経営指導員の参画を含む））を年1回（4月）開催し、昨年までの商工業者の全国的な災害状況や、当町における災害状況の確認や改善点等について協議し、事業計画の実施状況及び評価と検証を行う。また、委員会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、H Pや会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者B C P策定後のフォローアップ目標件数	1件	2件	2件	3件	3件

⑤本計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（台風・地震等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は当町と連携して必要に応じて実施する。）

2. 発災後の対策

- ・自然災害の発生時においては人命救助を優先して行う。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

発災後、1時間以内に職員の安否確認を行う。不明者や連絡が取れない職員がいた場合は、当町に連絡を取り、在住の地区の被災状況や安否についての確認を行う。その内容について、鹿児島県商工会連合会、その他関係先へ連絡を行う。

携帯電話等のS M S やS N S 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当町（総務課・企画観光課）との間で、商工業者の被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風時における例）

職員は、風雨の強い時間帯で、身体に影響を及ぼすような状況の場合は、当会の代表者や、

上部団体（鹿児島県商工会連合会）に連絡し、自宅待機及び避難所待機を行いながら、台風が通過し沈静化したことを確認したうえで、商工業者の被害状況の調査を行う。その際は、当町の企画観光課と連携を取り、被害状況の把握を行う。状況について、鹿児島県商工会連合会や鹿児島県へ早急に報告を行う。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

（被害状況を大まかに確認し、1日以内に情報共有する。）

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「トタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域においては連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「トタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1日目	1日に3回連絡を共有する。
2日目～5日目	1日に2回連絡を共有する。
6日目～2週間	1日に1回連絡を共有する。
3週間～4週間	2日に1回連絡を共有する。

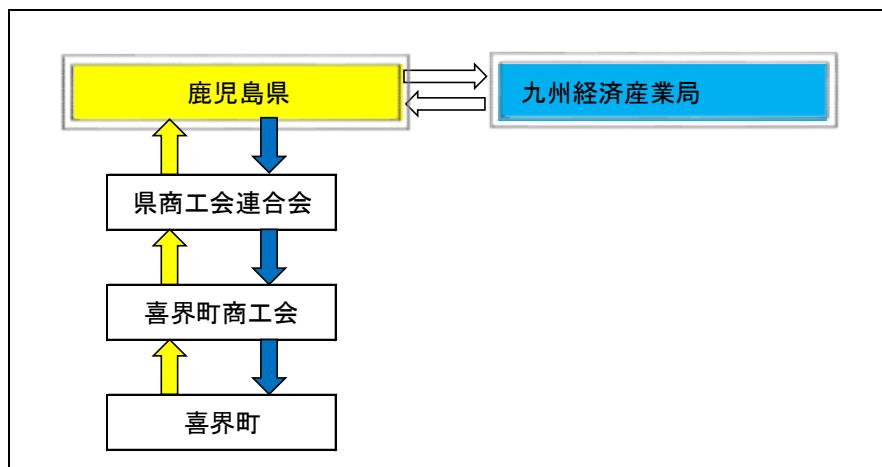
3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害情報を確認するために迅速に関係団体へ報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や鹿児島県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県が指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 寄付（メールアドレス dantai@pref.kagoshima.lg.jp）
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要な額、 およそ可	(被害額内訳) 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば
					土地 (堆積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に限る)	建物 (事業用資産に限る)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					
21				0					
22				0					
23				0					
24				0					
25				0					
26				0					
27				0					
28				0					
29				0					
30				0					
31				0					
32				0					
33				0					
34				0					
35				0					
36				0					
37				0					
38				0					
39				0					
40				0					
41				0					
42				0					

- ・当会と当町が共有した情報を鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より、県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内の商工業者の被害状況の概要を確認し、当町と情報共有するとともに、相談窓口の開設について協議を行う。
- ・当会館または、当町庁舎等策の安全性が確認された場所において、相談窓口（事業継続に必要な支援策として融資や、損害保険の対象の有無の確認、事業の継続に関するあらゆる支援策）を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当町の施策）について、地区内の中規模事業者等へ周知する。

5. 地区内中規模事業者に対する復興支援

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災中規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について鹿児島県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

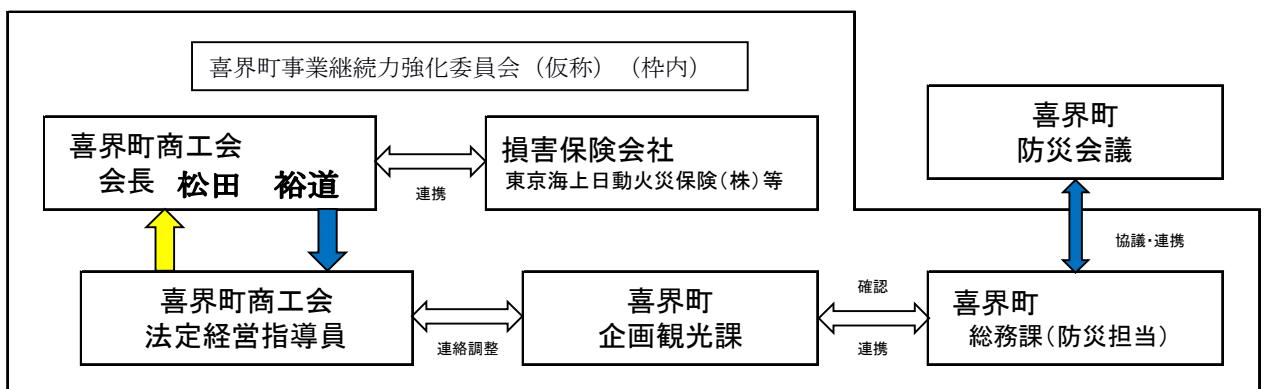
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 5年 4月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該法定経営指導員の氏名、連絡先

喜界町商工会 法定経営指導員 茶圓 智也
鹿児島県大島郡喜界町湾 384 番地 1 Tel 0997-65-0169

②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・事業計画の具体的な取組の企画や実行
- ・事業計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①喜界町商工会

〒891-6202 鹿児島県大島郡喜界町湾 384-1
TEL : 0997-65-0169 FAX : 0997-65-3269
E-mail kikai-s@kahoren.or.jp

②喜界町企画観光課

〒891-6292 鹿児島県大島郡喜界町湾 1746
TEL : 0997-65-3683 FAX : 0997-65-4316
E-mail koho@town.kikai.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・委員会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフチラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災備品購入費等	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・喜界町育成補助金・事業収入・県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
① 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳史 住所 鹿児島市名山町 9-1 鹿児島産業会館 5階 Tel 099-225-4218	
② 東京海上日動火災保険（株）鹿児島中央支社 支社長 大久保 隆 住所 鹿児島市加治屋町 12-5 Tel 099-225-2344	
③ あいおいニッセイ同和損害保険（株）鹿児島支店 支店長 磯村 宏之 住所 鹿児島市東千石町 1-38 Tel 099-226-9612	
連携して実施する事業の内容	
鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険（株）及び、あいおいニッセイ同和損害保険（株）と連携し、小規模事業者等に対し個別具体的なリスク回避方法や専門的情報の提供を行い、発災時の損害軽減を図る。	
また、事業者BCPの策定に向けた、相談、助言等の支援に取り組む。	
(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (2) セミナー、ワークショップの開催 (3) 事業者BCPの策定支援 (4) 自然災害等に備える保険等に関する各種情報提供、加入促進	
連携して事業を実施する者の役割	
① 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災保障等の損害保険・共催の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業者に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金額請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。	
② 東京海上日動火災保険（株）鹿児島中央支社、あいおいニッセイ同和損害保険（株）鹿児島支店 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。	

連携体制図等

